

平成 27 年度一般会計補正予算（第 1 号）案の概要（平成 27 年 3 月 4 日提出）

「府立横山高等学校跡地等の不動産の交換に係る損害賠償請求に関する調停」に係る予算措置について

府立横山高等学校跡地等の不動産の交換に係る調停申立事件に関し、民事調停法の規定により調停に合意し解決金を支払うため、補正予算案を編成しました。

【1】 予算規模

（単位：百万円）

区 分	補正前予算額	補 正 額	補正後予算額
一 般 会 計	3,288,528	55	3,288,583

【2】 補正予算の内訳

（1）歳 入

（単位：百万円）

区 分	補 正 額
繰 入 金	55
財政調整基金繰入金	55

（2）歳 出

（単位：百万円）

区 分	補 正 額
教 育 費	55
一 般 施 策 経 費	55

【3】 補正項目

- 府立横山高等学校跡地等の不動産の交換に係る民事調停解決金 55,000千円

【4】 事案の概要

- ・ 大阪府と和泉市は、府立横山高等学校跡地等の不動産（所在地：和泉市下宮町 74 番ほか）について、和泉市の所有する土地（府立弥生文化博物館隣接土地）との交換契約を平成 24 年 6 月 4 日に締結した。
- ・ 和泉市が、府立横山高等学校跡地の建物撤去工事のため、平成 26 年 4 月 17 日にアスベスト含有検査を実施したところ、一部の校舎の壁などからアスベストが検出された。
- ・ 和泉市は、交換時に当該アスベストの存在を説明されていないことから、大阪府に建物撤去費用のうちアスベストが含まれることによる費用の増額分を請求。（平成 26 年 8 月 4 日調停申立）
- ・ 今般、調停委員会から、大阪府は和泉市へ解決金として 5,500 万円を支払う調停案の提示があり、これを受諾するため議会へ提出するもの。